

論点	中山一郎教授	東海林保弁護士	前田健教授
1. 現行法上「自律的」AI発明は保護されないか	否定的立場多数。現行法では保護対象外（知財研報告書・産構審資料）	発明者は自然人に限るとする判例多数。ただし条文上明確ではない	保護されないと解する。自然人限定
2. 立法論として保護すべきか	慎重論と肯定論が併存。肯定論は投資インセンティブ・競争力重視。否定論は稀少性欠如を理由に不要とする	今後の立法論次第。現状ではAIを発明者とすべき根拠なし	将来的には検討余地あるが、現時点で必要性認めず
3. 無効とされるか（僭称問題）	自律的AI発明は冒認扱いの可能性。ただし利害関係人不在で無効にできない懸念あり	実施可能性や妥当性に課題。引用発明としての扱いは議論中	利害関係人であれば無効審判請求可能。詐欺罪の可能性も指摘
4. 2条1項の「発明」は自然人に限るか	限定説と非限定説が対立。非限定説を支持する学説も	限定説：自然人に限る vs 非限定説：AI発明も含む。多数説は引用発明適格性を肯定	「発明」概念は自然人に限られないと解する
5. 29条1項各号の「発明」は自然人に限るか	非限定説を取ればAI生成物も含む。引用発明として利用可能	多数説：引用発明としての適格性あり	自然人に限られない。AI生成物も引用発明たり得る
6. 実施可能でなければ引例たり得ないか	実施可能性がない場合、引用不可とする意見あり。ただし進歩性では補う形で認定可能性あり	裁判例・審査基準では実施可能性を要求。肯定説（必要）と否定説（不要）あり	新規性では実施可能性必要。進歩性では緩やかに解してよい
7. 発明者認定	特化型AI開発者が学習方法・データ選択に大きく関与すれば共同発明者の余地あり	自然人が創作に現実に関与したかで判断。AI開発者が寄与すれば発明者となり得る	特化型AI開発者が具体的寄与あれば発明者に含まれる余地あり
8. 進歩性判断におけるAI利用	AIが一般的手段なら当業者の通常手段に含めるべき。ただしAI水準の把握が難しい	AIが標準的手段となれば当業者のレベル上昇。進歩性基準が厳格化する懸念	AI利用の具体性に依じて、論証も具体的である必要
9. 記載要件（実験結果の要求）	現状は実験結果が必要。AI予測は信頼性不足と評価	実施可能性・サポート要件の充足に実験必要。AI予測のみでは不十分	厳密な科学的証明までは不要だが、現状では実験結果必要
			（あくまで筆者の理解です）